

## 管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
管理有害物質 （府条例）	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	（第1種特定有害物質） 揮発性有機化合物	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	—	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン （D-D）	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン （塩化メチレン）	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	（第2種特定有害物質） 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	（第3種特定有害物質） 農薬等	シマジン（CAT）	—	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ （ベンチオカーブ）	—	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
			PCB （ポリ塩化ビフェニル）	—	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。）	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	—	—

（注） mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム）      mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）  
pg-TEQ/g（土壌 1 グラムにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

※カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは省令等の改正により、令和3年4月1日から基準値が変更になりました。